

令和 5 年度インボイス制度の改正における小規模事業者に係る税額控除の経過措置について  
インボイス発行事業者の令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間のうち、「インボイス発行事業者の登録をしなければ免税事業者であった課税期間」を対象に、売上税額の 2 割を納付税額とすることができる特例措置が講じられました（28 年改正法附則 51 の 2①）。

納付税額の計算は、みなし仕入率が 80% である場合の「簡易課税」と同様な方法で、次の算式で計算します。

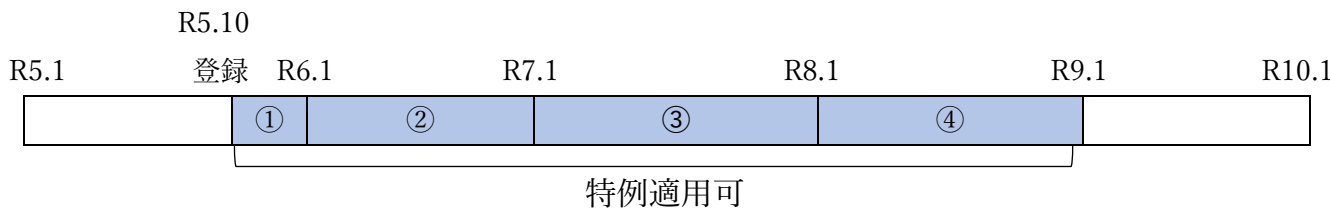
「2 割特例」の納付税額の計算方法：

$$\text{売上税額} - \text{売上税額} \times 80\% (\text{特別控除税額}) = \text{納付税額}$$

上記特例の適用対象者について、インボイスの登録をしなければ、適用できません。

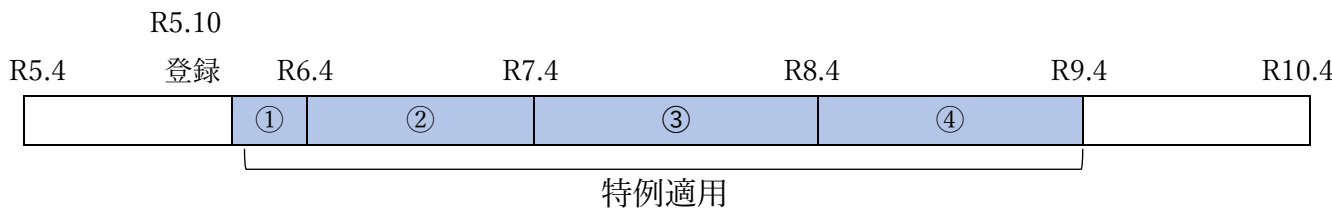
2 割特例の適用対象期間：

①個人事業者 個人事業者は、令和 5 年 10～12 月の申告から令和 8 年分の申告までの 4 回分の申告において適用可能。



②法人（3 月決算の場合）

3 月決算法人、令和 5 年 10～翌 3 月の申告から令和 8 年度の申告までの 4 回分の申告において適用可能。



留意事項：・特例の適用の可否は、課税期間ごとに判定します。

・2 割特例の適用を受けるために提出が必要な届出書はありません。

・本則課税・簡易課税・2 割特例のどちらを選択するか、申告時に選択可能。